

広島県立福山誠之館高等学校（定時制課程）P T A会則

第1章 名称

第1条 本会は、広島県立福山誠之館高等学校定時制P T Aと称する。

第2条 本会の事務局は、広島県立福山誠之館高等学校内に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、学校と保護者との連携を密にし、会員相互の研修を深め、生徒の健全なる成長と福祉の増進を図ることを目的とする。

第3章 会員

第4条 本会は、保護者及び教職員で組織する。

第4章 会計

第5条 本会の経費は会費，入会金，その他の収入をもってこれにあてる。保護者の入会金は1,400円とし，会費の額は，年額700円とする。

第5章 役員及び役員の選挙

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|--------------|-------|-----------------|
| 1 会長 | 1名（保護者） | 2 副会長 | 2名（保護者・教頭） |
| 3 書記 | 1名（教職員） | 4 会計 | 1名（教職員） |
| 5 会計監査 | 2名（保護者） | 6 顧問 | 2名（前P T A会長・校長） |
| 7 学年委員 | 4名（保護者各学年1名） | | |

第7条 役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。また任期が満了しても，次期役員が決定するまでは，その任に在るものとする。

第6章 役員の任務

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会及び役員会の会議を招集し、議長として司会の任に当たる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その任務を代行する。
- 3 書記は、総会及び役員会の議事その他の記録・各種の会合に関する事務を司る。
- 4 会計は、金銭の収支を記録し、会計監査を経て、総会にその決算を報告する。
- 5 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 顧問は、必要に応じて役員への指導助言を行う。
- 7 学年委員は、該当学年会議の司会の任に当たる。

第7章 顧問

第9条 会長は、総会の承認を得て、顧問を委嘱することができる。顧問は会長の諮問に答える。

第8章 総会

第10条 総会は、最高の議決機関であって、定期総会は毎年1回年度初に開催し、概ね次の事項を附議する。本会の議決は総て多数決とし、出席者の過半数をもってこれを決する。

- 1 会務の報告
- 2 役員を選出
- 3 予算の審議及び決算の承認
- 4 事業計画の審議及び承認
- 5 会則の変更審議及び承認

第11条 役員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。

第9章 役員会

第12条 役員は本会役員、校長及び会長が必要と認めた教職員または委員をもって構成する。

第13条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 1 重要事項を企画して実行を推進する。
- 2 総会に提出する議案を審議決定する。
- 3 総会に提出する報告書を作成する。

第14条 役員会は、会長が必要と認めた時及び役員の過半数の要求があった場合に招集する。

第10章 付則

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会則は昭和35年11月16日から施行する。

一部改正を行い、平成24年6月6日から施行する。

一部改正を行い、平成25年6月5日から施行する。

広島県立福山誠之館高等学校（定時制）PTA慶弔規定

平成21年6月17日改訂

- 1 生徒、保護者死亡の場合、香典5,000円及びPTAより弔電を打つ。
- 2 その他疾病等の見舞いはしない。